

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康管理関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南あわじ市は、健康管理関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

南あわじ市長

## 公表日

令和5年3月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理関係事務
②事務の概要	<p>母子保健法、健康増進法、予防接種法及び行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①定期予防接種等の対象者、接種結果の管理            ②妊産婦指導者、乳幼児健康診査の対象者、結果の管理            ③健康診査の対象者、受診結果の管理            ④新型インフルエンザの予防接種に関する事務            ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>
③システムの名称	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバGW 4 中間サーバー 5 ワクチン接種記録システム(VRS) 6 サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
①母子保健ファイル②健康診査ファイル③予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 番号法第19条第6号、16号 別表第1第10項、49項、76項、93項の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2第17、18、19、26、56の2、69の2、70、87、115の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 健康課
②所属長の役職名	市民福祉部 健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南あわじ市市民福祉部健康課 〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1 0799-43-5218
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南あわじ市市民福祉部健康課 〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1 0799-43-5218

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業員に対する教育・啓発</b>		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月26日	システムの名称	健康管理システム	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバGW 4 中間サーバー	事後	記載漏れのため
平成29年3月21日	しきい値判断項目	平成27年5月1日	平成29年1月1日	事後	
平成29年3月21日	評価実施期間における担当部署(所属長)	小西 正文	西岡 義文	事後	
平成30年3月20日	しきい値判断項目	平成29年1月1日	平成30年1月1日	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 健康課	市民福祉部 健康課	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	西岡 義文	市民福祉部 健康課長	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	南あわじ市福祉部健康課	南あわじ市市民市民福祉部健康課	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	南あわじ市福祉部健康課	南あわじ市市民市民福祉部健康課	事後	
平成31年3月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年3月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和2年3月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	5年経過前の再実施
令和2年3月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月24日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第2第17、18、19、26、56の2、70、87項	番号法第19条第7号、別表第2第17、18、19、26、56の2、69の2、70、87項	事後	
令和3年3月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法、健康増進法、予防接種法及び行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 ①定期予防接種等の対象者、接種結果の管理 ②妊産婦指導者、乳幼児健康診査の対象者、結果の管理 ③健康診査の対象者、受診結果の管理	母子保健法、健康増進法、予防接種法及び行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 ①定期予防接種等の対象者、接種結果の管理 ②妊産婦指導者、乳幼児健康診査の対象者、結果の管理 ③健康診査の対象者、受診結果の管理 ④新型インフルエンザの予防接種に関する事務	事前	
令和3年3月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第10項、49項、76項	番号法第9条第1項 別表第1第10項、49項、76項、93項の2	事前	
令和3年3月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2第17、18、19、26、56の2、69の2、70、87項	番号法第19条第7号 別表第2第17、18、19、26、56の2、69の2、70、87、115の2	事前	
令和3年3月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	母子保健法、健康増進法、予防接種法及び行政手続きおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 ①定期予防接種等の対象者、接種結果の管理 ②妊産婦指導者、乳幼児健康診査の対象者、結果の管理 ③健康診査の対象者、受診結果の管理 ④新型コロナウイルスの予防接種に関する事務	母子保健法、健康増進法、予防接種法及び行政手続きおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 ①定期予防接種等の対象者、接種結果の管理 ②妊産婦指導者、乳幼児健康診査の対象者、結果の管理 ③健康診査の対象者、受診結果の管理 ④新型コロナウイルスの予防接種に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 2. システムの名称	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバGW 4 中間サーバー	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバGW 4 中間サーバー 5 ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1第10項、49項、76項、93項の2	番号法第9条第1項 番号法第19条第6号、16号 別表第1第10項、49項、76項、93項の2	事後	
令和4年3月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年3月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月9日	I. 1. ③システムの名称	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバGW 4 中間サーバー 5 ワクチン接種記録システム(VRS)	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバGW 4 中間サーバー 5 ワクチン接種記録システム(VRS) 6 サービス検索・電子申請機能	事後	申請手続きのオンライン化のため
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	